

令和3年横瀬町農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 令和3年12月23日(木) 午後4時から4時21分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒舩敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大畑忠雄
書記	小俣敏孝
	長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さんこんにちは。全員の方がおそろいでございます。
会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第12回農業委員会を開会いたします。
日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。
会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。
よって、議長より指名申し上げます。
4番、町田多委員、6番、小室寿徳委員、ご兩名にお願いいたします。
日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
本日の議事は、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。
会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。
日程第3、議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。
まずは、議案第23号番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第23号番号1について説明いたします。
議案第23号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は休耕で、計画面積は117平方メートルです。
譲受人、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方で、夫婦であります。申請理由は自己用住宅（敷地拡張）で、権利の種類は使用貸借権の設定30年となっております。

3ページ目を御覧ください。案内図1で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川東12区町民グラウンドの南西約150メートルのところが申請地になります。

今申請地は、平成27年に自己用住宅として必要最小限の面積を転用し、現在まで約5年間生活をしておりますが、駐車スペース及び回転スペース

が狭いことから、度々不便を感じておりました。また、家財道具等も増えてきたことで物置も必要になってきました。そのため、妻が所有する隣接農地を分筆し、カーポート及び物置を設置し、宅地として一体利用したいとの申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第23号番号1について、担当推進委員として説明申し上げます。

去る19日9時に、補助農業委員の佐野委員と同行して、現地及び申請箇所を確認いたしました。ただいま事務局からの説明があったとおりでございます。現地は、ちゃんと境界等の確認、杭も入っておりました。特に周辺農地には影響は少ないと思われまますので、委員皆様のご審議のほどをよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、佐野委員、お願いします。

佐野委員 5番、補助委員の佐野です。

議案第23号の1の審議をよろしく申し上げます。横瀬拾貳番〇〇〇〇番〇、地目、田、現況、休耕、面積117平方メートル、譲受人、町内在住の方、譲渡人、町内在住の方。申請理由として、自己用住宅地の拡張ということで、12月19日午前9時、平沼推進委員と現地視察をしましたが、隣接地との境界ははっきりしているため、特に問題はないものと思われまます。審議をよろしく申し上げます。

議 長 ご苦労さまでございました。

担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時06分

再 開 午後4時10分

議長 それでは、再開をいたします。
質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第23号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第23号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

続いて、議案第23号番号2について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第23号番号2について説明いたします。

議案第23号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は1,420平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり秩父市内の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり町内在住の方であります。申請理由は建て売り住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。

4ページ目を御覧ください。案内図2で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷6区町民会館の北東約180メートルのところが申請地になります。

この農地について所有権の移転を行い、建て売り住宅として転用したいとの申請でございます。なお、計画面積が1,000平方メートルを超えておりますので、町建設課と開発協議を進めていると伺っております。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いいたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。ただいま上程されました議案第

23号番号2 農地法第5条許可申請に関する件につきまして、申請書並びに添付書類を精査し、18日に10時から現地調査を実施しましたので、所見を述べさせていただきます。本来なら地区担当者の農業委員と同行して調査をするところですが、地区担当者が病気のため委員を辞職しておりますので、推進委員として本来なら事務局にお願いして現地調査をするべきところですが、単独で実施しましたこと、ご理解のほどお願いいたします。

なお、先ほど事務局から農地法第5条の許可申請について説明がありましたとおり、ウォーターパークに隣接する農地約1,420平方メートルを町内在住の譲渡人から秩父市黒谷に事務所を設ける工務店が買い受けて建て売り住宅6棟を販売するもので、建物配置図並びに排水計画図に示されているとおり、北側の公道に埋設されている下水道に排出するので、特に問題はないと思いますので、委員皆様の審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 担当委員の説明を終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時20分

議長 再開をいたします。

質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。上程中の議案第23号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第23号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定をいたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日の委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。

(午後4時21分)